

令和7年8月29日提出

令和7年9月市議会定例会議案

(その2 議案第50号から議案第61号まで)

木 更 津 市

令和 7 年 9 月市議会定例会議案目録（その 2）

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 5 0 号	専決処分の承認を求めることについて	教 育 部	1
議 案 第 5 1 号	令和 7 年度木更津市一般会計補正予算（第 4 号）	財 務 部	別冊
議 案 第 5 2 号	令和 7 年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	健康づくり部	別冊
議 案 第 5 3 号	令和 7 年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	福 祉 部	別冊
議 案 第 5 4 号	令和 6 年度木更津市歳入歳出決算の認定について	財 務 部	3
議 案 第 5 5 号	木更津市教育委員会委員の任命について	総 務 部	4
議 案 第 5 6 号	木更津市公平委員会委員の選任について	総 務 部	5
議 案 第 5 7 号	木更津市こども未来創造教育振興基金条例の制定について	教 育 部	6
議 案 第 5 8 号	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	8
議 案 第 5 9 号	財産（物品）の取得について	消 防 本 部	1 0
議 案 第 6 0 号	字の区域及び名称の変更について	経 済 部	1 1
議 案 第 6 1 号	令和 6 年度木更津市下水道事業決算の認定について	都 市 整 備 部	1 3

議案第 50 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市郷土博物館金のすずが発行したガイドブックにおける著作権及び著作者人格権の侵害に関する和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、令和 7 年 8 月 19 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

令和7年8月19日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

専決第17号

和解について

- 1 和解の相手方 個人
- 2 和解の内容 木更津市郷土博物館金のすずにおいて、著作権者である相手方の許諾を得ることなく、相手方が作成した図を改変し、また、氏名表示をせずに利用した。

市は、相手方の著作権及び著作者人格権を侵害したことを認め、相手方に謝罪する。

市は、「金鈴塚古墳出土品ガイドブック煌めく金鈴塚」の販売停止及び在庫を廃棄し、木更津市郷土博物館金のすずにおいて図の展示を停止するとともに、市ホームページにおいて著作権法上問題があった旨の告知をする。

市と相手方は、この件に関して、今後何ら債権債務が存在しないことを確認する。

議案第 54 号

令和 6 年度木更津市歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、次の令和 6 年度木更津市歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

令和 6 年度木更津市歳入歳出決算

- 1 木更津市一般会計歳入歳出決算
- 2 木更津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 木更津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4 木更津市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 木更津市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

附属書類

- 1 令和 6 年度各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 2 令和 6 年度各会計実質収支に関する調書
- 3 財産に関する調書
- 4 令和 6 年度決算に係る主要施策成果説明書
- 5 令和 6 年度基金運用状況調書

提案理由

令和 6 年度木更津市歳入歳出決算の認定を受けようとするものである。

議案第 5 5 号

木更津市教育委員会委員の任命について

木更津市教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	中 村 和 人	□□□□□□□□□□

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市教育委員会委員小寺孝治郎氏の任期満了に伴い、新たに中村和人氏を任命しようとするものである

議案第 5 6 号

木更津市公平委員会委員の選任について

木更津市公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	長谷部 理 絵	□□□□□□□□□□

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市公平委員会委員川名眞木子氏の任期満了に伴い、新たに長谷部理絵氏を選任しようとするものである。

議案第 57 号

木更津市こども未来創造教育振興基金条例の制定について

木更津市こども未来創造教育振興基金条例を次のように制定する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市こども未来創造教育振興基金条例

(設置)

第 1 条 市は、木更津の未来を担うこどもたちへの教育にかかる諸施策を推進し、教育の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、木更津市こども未来創造教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、木更津の未来を担うこどもたちへの教育にかかる諸施策を推進し、教育の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津の未来を担うこどもたちへの教育にかかる諸施策を推進し、教育の振興を図るための事業に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 58 号

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第 15 号）
の一部を次のように改正する。

第 29 条に次の 2 項を加える。

- 3 職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員について
は、前項に規定する費用弁償の額に加え、高速自動車国道等の有料の道路の利用に係る料金（
以下「有料道路料金」という。）を費用弁償として支給する。
- 4 前項に規定する有料道路料金に係る費用弁償の額については、その職務の特殊性等を考慮し、
任命権者が別に定めるものとする。この場合において、当該額は、通勤に係る有料道路料金、
時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路により算出するものと
する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
（費用弁償の内払）
- 2 この条例による改正前の木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定
により支給された費用弁償は、この条例による改正後の木更津市会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例の規定による費用弁償の内払とみなす。

提案理由

職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員に対し、通勤に係る高速自動車国道等の有料の道路の利用に係る料金を費用弁償として支給することにより、人材の安定的な確保を図るため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 59 号

財産（物品）の取得について

市は、次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 名 | 消防専用無線機 |
| 2 財 産 の 概 要 | 車載型移動局無線装置 26 セット
卓上型可搬移動局無線装置 1 セット
携帯型移動局無線装置 28 セット |
| 3 取 得 金 額 | 64,130,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 4 取得の相手方 | 千葉市中央区問屋町 1 番 35 号
株式会社大崎コンピュータエンジニアリング 千葉支店
支店長 上田 剛史 |
| 5 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |

提案理由

消防専用無線機の購入に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年木更津市条例第 9 号）第 3 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 6 0 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称を別紙変更調書のとおり変更する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

経営体育成基盤整備事業浮戸川上流Ⅲ期地区の施行に伴い、木更津市と袖ヶ浦市との境界を変更した結果、字の区域及び名称の変更をする必要が生じたので、議会の議決を得ようとするものである。

変更調書

新		旧		地 番
大 字	字	大 字	字	
上望陀	裏内ノ町	大曾根	島 合	9 9 の内 1 2 6 の内 1 2 7 の内 9 9 に隣接する水路である公有地の一部
		谷 中	熊 野	5 7 3 の内 5 7 8 の内
		上望陀	寺ノ脇	1 3 6 の地先の道路である公有地の全部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

備考：上記の土地の表示は、令和6年9月12日現在の全部事項証明書によるものである。

議案第 6 1 号

令和 6 年度木更津市下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度木更津市下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

決算書類

- 1 決算報告書
- 2 損益計算書
- 3 剰余金計算書
- 4 剰余金処分計算書
- 5 貸借対照表

提案理由

令和 6 年度木更津市下水道事業決算の認定を受けようとするものである。